

## 高知市における量の見込みの推計（案）へのご意見等に対する回答

## (1) 教育・保育

ご意見等		回 答
A 教育・保育【1号認定】		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：9名
1	判断が難しい。1号認定として幼稚園を利用する場合は直接幼稚園へ入園の申込みができるのか。	幼稚園を利用する場合は、直接幼稚園へ入園申込みができます。 1号認定については国が簡素な利用手続を検討しており、その概要は、利用者が施設に入園申込みを行い、入園内定後、施設を通じて市町村が1号認定の認定手続を行うものとなります。
B 教育・保育【2号認定（幼）】		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：9名
2	判断が難しい。2号認定として認定こども園等を利用する場合、希望の施設への入園は可能か。また1号から2号に変更になる場合は、そのままの施設の利用ができるのか。	2号認定として認定こども園等を利用する場合の入園手続は、次の方法が考えられます。 ① 希望施設が児童受入れ可能である場合…利用希望者は希望施設と直接契約することによって入園が決定 ② 希望施設が利用定員に達しており受入れ不可である場合…利用希望者が市町村へ利用調整依頼をすることで、利用可能な施設を紹介 1号認定の保護者が就労等により2号認定の要件を満たす場合の施設の利用については、次の方法が考えられます。 ① 1号認定のままで、教育標準時間と預かり保育を利用する方法 ② 市町村への支給認定の変更申請により2号認定に変更し、2号認定として保育標準時間又は保育短時間を利用する方法 ③ 2号認定に変更したが、施設の2号認定定員を超過する場合に、特例給付により継続して施設を利用する方法
C 教育・保育【2号認定（保）】		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：8名

D 教育・保育【3号認定（0歳）】		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：5名
3	育児休業中でも産後の体調不良等により保育を必要とするケースを無視して良い程度の数であれば、推計案で良い。	<p>育児休業の期間は、保護者が出産児を家庭等で保育できる状態であり、児童福祉法施行令第27条の保育に欠ける要件を満たさず、保育所への入所ができません。産後の体調不良等であって、病気療養として保育に欠ける要件を満たす場合は、保育所への入所が可能となります。</p> <p>なお、育児休業中に保育所入所申込みができるのは、次の場合となります。</p> <p>① 出産児の申込み希望の場合…病気療養休暇に変更が不可であり、かつ、家庭保育ができない旨の申立内容の精査によります。</p> <p>② 出産児の兄弟児の申込み希望の場合…産前産後6か月以内であれば、出産理由として申込み可能になります。</p> <p>①、②ともに利用実態は少なく、量の見込みに与える影響は少ないと考えられます。またこの他、ご質問のケースでは一時保育事業で対応することも可能です。</p>
4	育児休業が取れる事業所がどれだけあるか。実態に合う数を出す必要があると思う。	<p>今回、量の見込みの数値算出時にニーズ量から控除した育児休業者数は、実際の育児休業取得者から算定しているため、実態に即した数であると考えております。</p>
5	生後2か月から預けざるをえない状況があるならば、せめて安心して預けられる体制は必要だと思う。	<p>生後2か月で安心して預けられるよう、公立、民営の認可保育所19施設で生後2か月からの受入れを実施しております。</p>
6	育児休業制度をなかなか取りにくい社会状況であるのは事実なので、量の見込みについては、数値全てを控除するのではなく例えば2分の1を控除するなど余裕を持った設定にすべきではないか。	<p>量の見込みの推計でニーズ量から控除した育児休業者数は、調査時点で現に育児休業を取得している方から算定しており、取得できなかった方がいる場合はニーズ量に含まれることとなります。</p> <p>なお、育児休業期間中は、児童福祉法施行令第27条の保育に欠ける要件を満たさず、原則として保育所の利用ができません。</p>

7	不足分には小規模保育事業等での対応の必要性を感じている。	新制度における小規模保育事業等は、3歳未満児を対象として、多様な保育ニーズに対応することを目的に児童福祉法の認可事業とされており、中心部の待機児童対策や、人口減少地域の保育基盤維持に活用できる事業であると考えております。
E 教育・保育【3号認定（1，2歳）】		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：7名
8	地域的な偏りについて十分精査すべきである。	<p>地理的条件や人口分布等から、地域的なニーズの偏りは存在が想定されるものと考えており、供給不足の地区では、供給体制を整える必要があると考えております。</p> <p>なお、推計で使用している供給のデータは現在の定員や入所児童から算定した参考データであり、事業計画における供給体制は、施設への意向調査等を経て、当会議にお諮りして決定いたします。</p>
☆ 教育・保育のその他のご意見等（質問）		【保育幼稚園課】
9	保育ニーズ調査中の就労下限時間 48 時間～64 時間について、市町村が定めるとなっているようだが、高知市は定めているか。	<p>本市では、現時点で就労時間の下限は定めていません。</p> <p>新制度では、支給認定基準（保育の必要性の認定基準）において、就労下限時間の設定が必要となる予定であり、設定に当たっては、保護者に十分周知のうえ、現在の入所児童の継続的な利用と、新規利用者への就労下限時間適用に関する経過措置の設定等について検討したいと考えております。</p>

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ご意見等		回 答
1 時間外保育事業		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：7名
10	全ての保育所で時間外保育事業ができており、親の希望を断らずに受け入れているか。希望はあっても実績値に反映されない状況はないか。	<p>早出・居残り保育は市内の保育所全園で実施していますが、現時点で本事業が対象となる時間外保育事業を実施している園は、87園中59園あります。</p> <p>公立の認可保育所の場合、時間外保育事業（延長保育事業）実施要綱において、保護者の就労形態等により必要とされる場合に本事業の対象となると定めています。また、民営の認可保育所の場合は、公立保育所に準ずる要件を満たす場合に認めています。このため、この要件を満たさない場合は、事業の対象にならないということで、お断りをしているケースがあるかもしれませんが、要件を満たす場合には受入れを依頼しているため、実績値がニーズを反映していると考えております。本市の実情に基づく抽出をした場合に、ニーズ量が実績値を下回る結果となることから、実績値を量の見込みとして採用することが妥当であると考えております。</p>
11	保育園で7時30分を待ちかねている保護者の話も聞くが、早朝7時～7時30分のニーズはないか。	<p>平成20年度の厚生労働省による「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究アンケート調査報告」では、男性の片道通勤時間30分未満の割合が、関東の24.5%に対し、中国・四国は74.5%と全国で最も高く、本市においても市街化区域がコンパクトであり、通勤時間からは早朝のニーズが比較的低いものと考えられます。</p> <p>ニーズ調査では、1時間単位の調査となりますが、父母ともに家を出る時間は7時台が最も多く（父：43.8%、母：54.6%）、潜在的ニーズの存在が推察されます。時間外保育事業ではニーズに応じて時間の設定が可能であり、今後、早朝のニーズが高まれば事業の中で対応可能であると考えております。</p>

12	ニーズは高いと思われるが、7時30分～18時30分で通勤時間を考慮しても、一般的な勤務先であれば通常ギリギリセーフかと思われる。勤務形態によって求められる時間や曜日は違うので、ある程度基本的な需要は掴めるのではないかと思う。	本事業の対象となる児童であれば、保護者ニーズに応じて受け入れられることになるため、需要に対しての供給体制が整っていると考えております。
13	今後5年間で達成できる数字（現実的な）にすべきではないか。	<p>量の見込みの算定では、潜在的ニーズを考慮することとされていますが、標準的な算定方法は、ニーズ調査結果から机上の計算で導くため、実際のニーズに対し過大や過少となる可能性があります。</p> <p>量の見込みの算定方法には、達成に要する経費や時間などの要素はありませんが、算定結果は数値目標ともなるため、公金の過大投資につながる可能性もあり、実際のニーズと乖離しないよう検討する必要があると考えております。</p>
2-1 放課後児童健全育成事業（低学年）		【子ども育成課】 ※妥当とのご意見：8名
14	手順③の平均値とは校區別に按分する前の値で良いか。	校区毎に按分した値の平均値としています。
15	近所の子ども同士で遊ぶ、近所の大人の目が届くという状況でない現在、低学年の子どもが安心して保護者が帰ってくるまで過ごせる場所の確保は大切なこと。平時のみならず、夏休み等長期休校中も含めて、安心安全な居場所は最も必要とされることだと思う。	児童が放課後や長期休業中に安全・安心な環境で過ごせる居場所（放課後児童クラブ）の確保は重要であり、今後は保護者のニーズや児童クラブの実態などを踏まえた形での運営も検討していく必要があると考えております。
16	供給不足を補う必要があるし、ニーズより入会率が低くなる課題の発見究明と解決が肝要と思う。	安全・安心な居場所を確保するために、入会を希望する児童が待機することなく入会できるような環境整備に努める必要があると考えております。また、開所日数・時間等につきましても、適切な環境整備に努めていきたいと考えております。

<b>2-2 放課後児童健全育成事業（高学年）</b>		<b>【子ども育成課】 ※妥当とのご意見：7名</b>
17	手順③の平均値とは校別に按分する前の値で良いか。	校区毎に按分した値の平均値としています。
18	学校以外の場所で地域の大人に協力してもらいたい案だが、実際には確実に責任をもってやっていただける方を探すのは大変。必要なことだが、協力者はいても責任者はなかなかだと思ふ。	児童クラブの運営の方法や指導の在り方、また小学校高学年時における児童クラブの利用につきましても検討が必要と考えております。
19	設置を望む。親の立場から児童クラブの時間の間は学校にいるという安心感があるし、児童クラブで高学年という自覚も養え、リーダーシップのとれる子どもに成長するのではないかと期待できると思ふ。前会議での意見のように学校の校庭を開放することは児童クラブだけでなく、児童クラブ以外の一般の子どもも放課後遊べる事も理想である。現代の子どもは思い切り外で遊べるスペースがないし、学校で放課後遊ぶという事なら安心していられる。	小学校高学年時の児童クラブにつきましては、今後、検討が必要であると考えております。なお、学校の校庭開放等につきましては、学校の管理運営上の課題もあり、また児童クラブの活用につきましても学校との連携がより一層必要になってくると考えております。
<b>3 子育て支援短期事業</b>		<b>【子ども家庭支援センター】 ※妥当とのご意見：6名</b>
20	実績値について、断った人数が記載されていないが、希望があった場合全て受け入れているのか。断っても何とかできたのでそれで良しと考えるか。	ショートステイの受け入れができなかった件数については、正確な数字をつかんでおりませんが、年間数件と思われます。保護者の状況等によっては、児童相談所の一時保護で対応したケースもありました。
21	量の見込みと供給が乖離しているため、5年間で供給は実施可能な範囲の数とすべきである。	現実と大きく乖離した数値を補正するため、お示しさせていただいております推計方法のとおり精査することで、一定利用実態に沿った量の見込みとなるのではないかと考えております。
22	以前の案よりは現実的とは思ふが、判断しかねる。	
<b>4 地域子育て支援拠点事業</b>		<b>【子ども育成課】 ※妥当とのご意見：9名</b>
23	子育てに不安を持つ人・家庭が増加する傾向であるので、この事業の量・質ともに更なる充実を期待する。	子育ての不安解消や地域での子育て家庭の親子同士の交流の場として、量・質共にさらなる拡充を図ってまいります。

5-1 幼稚園における一時預かり事業（1号認定による利用）		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：9名
24	量の見込みと供給が同じ値であれば、見込みとは言わないと思うが。	幼稚園による一時預かり保育は、保育所等での一時預かり事業とは異なり、事業の範囲内であれば利用要件や日数等に制限がないため、希望があれば利用できます。このため、ニーズ量を賄う供給量は整っていると考えており、量の見込みはニーズ調査に基づく数値を採用し、供給数は量の見込みの数値と一致させています。1号認定+預かり保育は、利用世帯の状況により、2号認定で供給することも可能と考えております。
25	この事業の利用は増加すると考えられるし、全ての利用に対して2号認定と格差のない運営体制を望みたい。	1号認定+預かり保育と、2号認定については、保護者負担や、施設への給付や補助金について、不公平とならないよう利用料または公定価格等で一定の方向性を示していただくよう国に要望しています。
5-2 幼稚園における一時預かり事業（2号認定による利用）		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：7名
26	量の見込みと供給が同じ値であれば、見込みとは言わないと思うが。	本事業は、2号認定（幼）による認定こども園、もしくは幼稚園+預かり保育利用を想定しています。事業の範囲内であれば利用要件や日数等に制限がなく、希望があれば利用できるため、ニーズを賄う供給体制が整っていると考えております。このため、量の見込みはニーズ調査に基づく数値を採用し、供給数は量の見込みの数値と一致させております。
27	量の見込みに合わせて供給を増やすことができるという考え方が。希望が多くなれば事業予算を増額し、必要なら人の雇用をするのか。	新たな施設整備等を伴わず、現行の施設で対応可能であるとの考え方であり、実際には、保護者ニーズに応じて事業計画を策定し、予算を確保のうえ事業を実施することとなります。 事業実施に当たっては、事業の基準を満たす職員配置が必要となりますので、雇用を伴う場合が考えられます。

28	利用希望の全てを受け入れるので、量の見込みと供給が同じと考えるのか判らない。	<p>新たな施設整備等を伴わず、現行の施設で対応可能であるとの考え方によるものです。</p> <p>なお、このニーズには、認定こども園の2号定員でも対応可能であり、今後の認定こども園の普及状況等により、実際のニーズが変動する可能性があると考えております。</p>
5-3 一時預かり事業（その他）		【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見：6名
29	核家族化が進む中、一時預かりを希望する家庭は多いと思われるが、撤退した2園の撤退理由は何か。（2名同意見）	<p>当初お示したニーズ調査に基づく数値は、潜在的な地域ニーズは反映しているものの、事業計画としては現実的でない数値と判断し、今回お示した推計案を提示させていただきました。</p> <p>2園の撤退理由は以下のとおりです。</p> <p>① A園（平成22年度末撤退）…希望の多い0・1歳の通常保育の受入れを増員するため。</p> <p>② B園（平成21年末撤退）…利用者が減り、国基準の常勤2名の雇用が財政上困難になったため。</p> <p>地域ニーズを分析するために、当初お示したニーズ（本事業対象外である幼稚園・保育所及び認定こども園在籍児等の控除前ニーズ）を大街別に集計すると、撤退した2園が所在する大街でのニーズが高い結果となっており、一方で、そのうち1園は利用者の減少を理由に撤退しています。</p> <p>ニーズ調査結果の分析から、一時預かりの潜在的ニーズは多いと考えられますが、新たに事業を実施する場合は、実績値だけでなく、地域ニーズなどを考慮する必要があると考えております。</p>

30	事業の利用希望があったが断った件数は、供給実績に反映されていないが大丈夫か。	<p>当初のニーズ調査に基づく数値は、本事業対象外となる児童も含んでおり、実績値より過大に現れています。このため、量の見込みとしては、実績数を基に潜在的ニーズとして撤退した園での最終実績数を加えて算出しております。</p> <p>一時預かり事業の年間利用実績では定員に余裕があるため、お断りしている件数は少ないと考えており、実績値に加算したものを量の見込みとすることにより、潜在的ニーズに一定対応できると考えております。</p> <p>今後新たに事業を実施する場合は、ニーズ調査を基に地域別ニーズを考慮して供給体制を整えるよう考えております。</p>
31	ニーズがありながら、事業が縮小するのは大きな課題があると思えるので改善の必要があるように思う。	<p>国の一時預かり事業における利用人数区分の設定が高いため、本市では、実情に合わせて市単独で異なる区分を設け、上乘せ補助を実施しています。</p> <p>なお、国の一時預かり事業では、今年度の保育緊急確保事業において、従来の保育士2名以上配置の基準を、保育所等の職員の支援を受けられる場合には保育士を1名以上とする要件の緩和を予定しています。</p>
<b>6 病児・病後児保育事業</b>		<b>【子ども育成課】 ※妥当とのご意見：2名</b>
32	全体的に全く足りていない中で、そもそも予約やキャンセル自体理解できない。切羽詰まった保護者の助けになる方策を立ててほしい。	<p>利用予約が既に定員に達した後の利用希望については、キャンセル待ちをしていただくこともあります。また諦めて利用につながない事例も一定推測されることです。これらのことから、施設の設置箇所数や設置場所について勘案したうえで、当会議にお諮りしていきたいと考えております。</p>
33	ニーズは潜在的なものを含めるとかなりあると思う。キャンセルの理由は何か。（3名同意見）	<p>病状の回復の見極めが難しい場合や保育者の確保が困難な場合に予約を行うものと考えられますが、例えば、予約後に保育者が確保できた場合や、予約当日に病状が回復したこと等により必要が無くなった場合等が主なキャンセルの理由となっています。</p>
34	施設側でキャンセルした数に実際の利用人数を加えた数が現在の実績ではないか。	<p>今回のニーズ調査による集計・分析を基に推計しており、利用実態及び潜在的なニーズを汲み取った適切な数字であると考えております。</p>

35	妥当であると思えるが、キャンセル率の多さについては、仕事が休めない状況のなか、限られた施設に預かってもらおうと予約を入れる方も多いと思える。一方で時期的にはキャンセル待ちの方も多いと思われるので、1年を通じて同じニーズではないと思えるがどうか。	感染症の流行期には利用希望者が多く、キャンセル待ちや、やむなくお断りをする事例もあり、年間ではニーズの偏りがあります。しかしながら、最大ニーズを想定した施設運営は、現実的に困難と考えております。
36	ほぼ妥当かと思う。しかし、この事業がなくても子育てが可能となる社会であってほしいし、保護者が対応できるワークライフバランスを強く望みたい。	就労をしている保護者のために、子どもが病気の際に安心して預けることのできる事業としてこれまで拡充してきました。しかしながら、将来的には子どもが病気の際には保護者が対応できる環境を実現していくことが望ましいと考えております。今後市として、ワークライフバランスの推進に努めるとともに、当会議にお諮りしていきたいと考えております。
37	施設としては少ないと思うので多い方がいいが、子どもが病気の時は親が看病できるような待遇を勤務先等でしてもらえる方がいい。	施設の設置箇所数や設置場所について、引き続き検討してまいりたいと考えております。また、子どもが病気の時には保護者自身が対応できる環境を実現していくことが望ましいことと考えております。今後市として、ワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
<b>7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</b>		<b>【子ども育成課】 ※妥当とのご意見：5名</b>
38	実績値が毎年増加していて、量の見込みは幼児数の推移で減少しているがこれで良いか。平成27年度の数値と同じ数値を記載する方法もあるのではないか。（2名同意見）	利用実績は増加していますが、伸び率は緩やかになっており、また、児童数の減少が見込まれている事などから、人口推移を基に推計したものです。
39	この事業の周知徹底と経済的負担の軽減を望む。	ファミリー・サポート・センター事業については、「こうちし子育てガイド-ぱむ-」等を通じて広報しているほか、事業の委託者である（財）高知勤労者福祉サービスセンターにおいても、各関係団体を通じて広報しており、今後も継続して周知を図っていきたいと考えております。 また、利用料金については、依頼会員（利用者）が援助会員（援助提供者）に直接支払う仕組みであることから、減免等の負担軽減を実施することは困難と考えております。

8 妊婦健康診査		【母子保健課】 ※妥当とのご意見：5名
40	健診を受けないためにハイリスク出産の現状があるのではないかとと思われる。乳児の全戸訪問数から見込みの量を考えると適切な指導，処置が行われない妊婦を救うことが難しいのではないかと。	<p>ご指摘のとおり，乳児家庭全戸訪問事業の対象者数を量の見込みとして捉えるのは適切ではないと考え，平成24年度の母子健康手帳交付数を量の見込みとして採用してはどうかと考えております。（別紙参照）</p> <p>母子健康手帳は，高知市に住民票のある妊婦の方が，妊娠届出書を提出することにより交付を受けられるものであり，また分娩後の届出分も含まれることから，母子健康手帳の交付数が，健診を受けない妊婦の方の数も踏まえた量の見込みになるのではないかと考えております。</p>
41	一回の訪問では済まない問題を持った妊婦が増加しています。ハイリスク妊婦の早期発見システムとその支援のための人員確保等，体制の構築が必要ではないかと考えます。	<p>ご指摘のとおり，妊娠期間中から継続支援の必要な妊婦の方の数は年々増えてきております。医療機関から連絡を頂く「継続看護連絡表」では，妊婦の方に関する情報提供は年々増加し，平成22年度は15件・平成23年度は13件・平成24年度は25件・平成25年度は40件と，平成25年度は平成22年度からみると2.7倍の増加となっています。背景には，若年・シングル・DV・家庭環境の不安定さ・精神的な不調・経済的な問題など，いろいろな要因が複雑に絡み合っている状況が見られます。</p> <p>このようなことからご意見にもあります，ハイリスク妊婦の早期発見のためのシステム構築が必要と考えており，産婦人科医会や小児科医会と連携し，早期にハイリスク妊婦を把握し，対応できるシステム構築を目指してまいります。</p>
42	対象者の全回数が補償される制度となってほしい。	母子健康手帳交付時に，14回分の受診票をお渡ししており，受診票は個人の管理となりますが，全回数受けられるようになっております。

9 乳児家庭全戸訪問事業		【母子保健課】 ※妥当とのご意見：5名
43	複数回の訪問が必要な乳児を量の見込みとして計上すべきではないか。	<p>乳児家庭全戸訪問は、訪問率 100%を目指して日々取り組んでおります。</p> <p>この事業は、子育て支援訪問員が中心となって訪問活動を展開しております。事業に取り組んでいただく適切な訪問員数を確保するためにも、訪問対象者の実数が必要となります。そのため、量の見込み数は、平成 24 年度の事業対象者数（いわゆる訪問対象者実数）を採用してはどうかと考えております。</p> <p>ご指摘いただきました、複数回の訪問が必要な世帯への対応は、正規職員の保健師が引き継ぎ、継続支援を実施しております。平成 25 年度のフォロワー数は 287 人（10.5%）となっております。今後も、訪問員と保健師が連携し、必要な家庭に必要な回数、支援に入れるよう取り組んでまいります。</p>
44	量の見込みはこれで良いが、未訪問 5%への対応が必要と思う。	<p>この事業は、訪問 100%を目指して取り組んでおります。平成 25 年度の家庭訪問率は 95.6%でした。残りの 4.4%の状況は、保護者からの連絡や保健師による電話訪問にて状況把握をしております。状況未把握の対象児はありませんでした。</p> <p>家庭訪問不成立の内訳は、「里帰り中に他市町村で受けた。」「2 人目以上のため困っていない。来なくていい。」「入院中・入所中」「転出」「死亡」等となっております。</p> <p>今後も、未把握児童がないよう取り組んでまいります。</p>

10 養育支援訪問事業		【子ども家庭支援センター】 ※妥当とのご意見：5名
45	実態が反映されていないと思う。真に必要な家庭等への掘り起こしや利用へ向けての手立て、対応等が今後の課題と思う。	過去の虐待死亡事例の検証により、虐待に至りかねない要素の一つとして「養育力」の不足も指摘されているところですので、乳児家庭全戸訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の関係機関からの情報提供等により、支援が必要と思われる家庭・妊婦等の早期把握に今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、把握した支援対象家庭に対しては、適切なアセスメントを踏まえた効果的な支援を行うとともに、本事業による支援を終了する場合においても、他の必要な支援につなげる等の対応を行ってまいります。
46	訪問件数の減少の理由は何か。（3名同意見）	養育支援訪問事業を実際に導入した家庭数の減少が、訪問延べ件数の減少につながっております。特に平成25年度は、年度をまたいで事業を継続導入したケースが少なかったため、全体として家庭数が少なくなっています。
11 利用者支援事業		【子育て給付課】 ※妥当とのご意見：5名
47	現在でも2割くらいが情報不足としているし、新制度の複雑さからも量の見込みは潜在的に多いと思われる。今後重要で必要性の高い事業と考えられるので重視してほしい。	ご指摘のとおり、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）の創設など、従来の制度からの変更点が多く、子ども又は子どもの保護者が必要な情報を得られるようにしていく必要があると考えております。

(3) 計画全体に関するご意見等

ご意見等		回 答
48	事業計画は5年を一期とするものだが、3年毎の見直しは可能か。	国の基本指針では、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととされていますので可能です。ただし、見直す内容によっては、高知県の事業計画の見直しが必要になることも想定されるため、慎重な対応が必要と考えております。【子育て給付課】
49	数値の乖離に捉われ、数値を近づけることに苦心しすぎではないか。	量の見込みについては、利用状況やニーズ調査等により把握する利用希望を分析・評価し、国の基本指針に定める参酌標準を参考として定めることとされています。また、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができるとされています。今回の量の見込みの推計案については、以上の点を踏まえてお示しさせていただいております。【子育て給付課】
50	部分的な判断を求めるのみではなく、部分と全体像（計画）とのつながりをより明確にしての設問、質問、協議議題の提示をお願いしたい。	国から量の見込みの数値の報告を求められている関係で、先行して量の見込みについてご審議いただく形となっておりますが、今後は、事業計画全体に係わる内容（基本理念、施策項目など）についてもご審議いただけるように考えております。【子育て給付課】
51	妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業で把握した問題のある家庭に重点的に対応する施策が必要と考える。	事業計画において今後取り組む施策の内容を検討していくなかで、ご意見についても検討してまいりたいと考えております。【子育て給付課】